

## 助成金等交付財産の財産処分承認基準

(制定) 平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号

### 第 1 趣旨

この基準は、公社の行う助成事業等に係る助成金等交付要綱に基づく財産処分の承認について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 財産処分に当たっての公社の承認について

#### 1 公社の承認が必要となる場合

助成事業者等が公社の助成事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、助成金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、原則としてあらかじめ公社の承認が必要

#### 2 公社の承認が不要となる場合

(1) 財産処分を行う財産（以下「処分財産」という。）の取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円未満の工作物、機械及び器具で、助成目的達成上特に必要と認められない場合

(2) 公社が定める期間（以下「制限期間」という。）を経過した場合

なお、当該期間については、公社が別に定める場合を除き、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を準用する。

(3) 交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、転用を伴わない場合

この場合については、財産処分には該当せず、協議は不要とする。

### 第 3 財産処分承認基準について

#### 1 助成金相当額の納付を伴わず承認する場合

##### (1) 使用、譲渡又は貸付

次のアからエまでの全てを満たしている場合

ア 助成事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は助成事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと公社が認める場合であること。

イ 公用、公共用又は公益目的のための処分であること。

ウ 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

エ 無償による財産処分であること。

##### (2) 取壊し

次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合

イ 老朽化等、構造上危険な建物等である場合

ウ ア又はイの取壊しに際して、取壊し等がやむを得ない建物以外の工作物等の取壊し等

### (3) 交換

次のアからエまでの全てを満たしている場合

ア 助成事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は助成事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと公社が認める場合であること。

イ 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用若しくは公益目的のためのものであること。

ウ 交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

エ 交換差益が生じる場合には、交換差益に公社の助成率を乗じた金額を納付すること。ただし、処分財産の助成金額を上限額とする。

※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (4) (1)から(3)までのほか、公社が特別の理由があると認める財産処分の場合

#### 2 助成金相当額を公社に納付する場合

この場合における納付額の算出については、次の計算式（月単位で計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算する。）によるものとする。ただし、すでに助成金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。

なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (1) 使用、譲渡、取壊し又は交換の場合

$$\text{納付額} = \text{処分財産の助成金額} - (\text{処分財産の助成金額} / \text{処分財産の制限期間}) \times \text{経過期間}$$

#### (2) 貸付の場合

$$\text{納付額} = (\text{処分財産の助成金額} / \text{処分財産の制限期間}) \times \text{貸付期間}$$

## 第4 承認の際の協議について

事案に応じて公社に協議を行うこと。

## 第5 その他

この基準は、平成 26 年度以降に開始された助成事業に適用する。なお、平成 25 年度以前に開始された助成事業については、各助成事業の処分基準によることとし、この基準は適用しない。